

大阪、平 9 不19、平12.7.3

命 令 書

申立人 化学一般関西地方本部
申立人 化学一般関西地方本部日本チバガイギー労働組合
申立人 D

被申立人 日本チバガイギー株式会社
被申立人 チバ・スペシャルティ・ケミカルズ株式会社

主 文

- 1 被申立人日本チバガイギー株式会社は、Dの今後の処遇に関する団体交渉に、誠意をもって速やかに応じなければならない。
- 2 被申立人日本チバガイギー株式会社は、申立人化学一般関西地方本部日本チバガイギー労働組合に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

化学一般関西地方本部日本チバガイギー労働組合
執行委員長 B 殿

日本チバガイギー株式会社
代表取締役社長 E

当社が、貴組合から9回にわたって申入れのあったD氏の処遇に関する団体交渉に応じなかったことは、大阪府地方労働委員会において労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

- 3 被申立人日本チバガイギー株式会社に対するその他の申立ては棄却する。
- 4 被申立人チバ・スペシャルティ・ケミカルズ株式会社に対する申立ては却下する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 被申立人日本チバガイギー株式会社（以下「日本チバガイギー」という）は、肩書地に本社を、兵庫県篠山市に工場を置き、医薬品の製造等を営む会社で、その従業員数は本件審問終結時約250名である。
- (2) 被申立人チバ・スペシャルティ・ケミカルズ株式会社（以下「C S C」という）は、肩書地に本社を置き、化学製品の販売等を営む会社で、その従業員数は本件審問終結時約230名である。なお、C S Cは、後記4

記載のとおり、平成8年11月に日本チバガイギーの染料事業部等を譲り受けている。

- (3) 申立人化学一般関西地方本部は、関西地方の化学・薬品等の業界で働く労働者で組織され、その組合員数は本件審問終結時約4,000名である。
- (4) 申立人化学一般関西地方本部日本チバガイギー労働組合（以下「組合」という）は、日本チバガイギー等の従業員で組織され、その組合員は本件審問終結時、D、H、B及びJ（以下、それぞれ「D」、「H」、「B」及び「J」という）の4名である。

なお、日本チバガイギーを含むノバルティスグループには、組合のほかノバルティスユニオン等がある。

2 組合結成後の労使関係について

- (1) 昭和49年4月4日、組合が結成され、Hが副委員長に、Dが書記長に、Jが書記次長にそれぞれ就任した。
- (2) 昭和49年5月及び6月、組合は当委員会に、組合結成後の日本チバガイギーの行為が不当労働行為であるとして救済を申し立てた（昭和49年（不）第33号、35号）。同事件については、当地労委命令及びこれに対する再審査申立てに係る中央労働委員会命令の後、これに対する取消訴訟が提起され、昭和60年4月、東京地方裁判所は、日本チバガイギーの職制が組合結成直後の朝礼において組合からの脱退を勧めたこと及び日本チバガイギーが組合のビラ配布に対し警告を行ったことを不当労働行為であると認定した。

なお、同判決は、平成元年1月の最高裁判所判決により確定した。

- (3) 昭和50年7月、組合は当委員会に、日本チバガイギーがH及びBを配置転換したことが不当労働行為であるとして救済を申し立てた（昭和50年（不）第89号）。Hについては昭和54年6月、Bについては昭和55年5月、それぞれ当委員会の関与により和解が成立した。
- (4) 昭和50年8月から58年6月にかけて、組合は当委員会に、昭和50年度から57年度までの賃上げ等について、日本チバガイギーが組合員を低く査定したことが不当労働行為であるとして14件の救済申立てを行った（昭和50年（不）第96号他）。これらの事件については、当委員会命令及びこれに対する再審査申立てに係る中央労働委員会命令の後、これに対する取消訴訟が提起され、平成3年12月、東京地方裁判所において和解が成立した。

3 本件申立てに至る経過について

- (1) 昭和39年3月、Dは、日本チバガイギーの前身であるチバ製品株式会社に入社した。Dはそれ以降約10年間染料本部試験室において、テキスタイルプリント（繊維の捺染）の業務に従事した。
- (2) 昭和49年9月、Dは、染料本部内で配置転換となり、それ以降約8年間蛍光増白剤等仕上剤の品質管理の業務に従事した。

昭和50年8月、組合は当委員会に、日本チバガイギーがDを配置転換

- したことが不当労働行為であるとして救済を申し立てた（昭和50年（不第102号）。昭和57年4月、Dを5月から皮革工業課に配属することなどの内容で当委員会の関与により和解が成立した。Dは、それ以降平成8年12月31日に同課が廃止されるまで約14年間皮革染色の業務に従事した。
- (3) 平成8年1月、日本チバガイギーの親会社でありスイスに本社があるチバガイギー社（以下「スイス・チバガイギー」という）の皮革部門とヒュルスグループ（本社はドイツ）の皮革部門が合併し、新会社トゥギャザー・フォー・レザー社（以下「TFL」という）が設立された。
- 同年4月、スイス・チバガイギーとスイスに本社があるサンド社（以下「スイス・サンド」という）が合併し、新会社ノバルティス社（以下「スイス・ノバルティス」という）が設立された。
- (4) 平成8年8月19日、日本チバガイギー染料事業部長K（以下「K事業部長」という。なお、同人は後にCSC取締役染料事業部長となった）は皮革工業課所属のDら5名全員に対し、今後皮革工業課の業務は新たに開設されるTFL日本営業所（以下「TFLジャパン」という）が行うことになったことなどを説明した上で、TFLへの転籍に同意する、同意しない、保留する、のいずれかの意向を2週間以内に回答するように求めた。K事業部長は、TFLジャパンにおける労働条件について、「転籍によって給与が上がることも下がることもない。ただし、5、6名の会社なので福利厚生面では低下するかもしれない」と述べた。なお、皮革工業課はコンシューマーケアー化学品事業部（以下「CA事業部」という）に属しているが、同事業部長のG（以下「G事業部長」という。なお、同人は後にCSC社長となった）は、日本に常駐しておらず日本語が堪能でなかったため、皮革工業課員の処遇についてK事業部長に一任していた。
- この後、Dを除く4名は転籍に同意すると回答したが、Dは保留と回答した。Dが、保留した理由についてTFLジャパンの将来や労働条件が不明瞭である旨述べたところ、K事業部長は、TFLは世界的規模の大企業なので心配はない旨述べた。K事業部長はTFL副社長M（以下「M副社長」という）に対し、5名の回答結果を報告した。
- (5) 平成8年9月26日、来日したM副社長はTFLへの転籍に同意すると回答した4名と会合した。
- (6) 平成8年9月30日、DはM副社長に対し、「TFLに参加したいが、情報に枯渇している。TFLジャパンの未来像を知らせて私が参加できるようにしてほしい。皮革工業課のメンバーが会合を持ったと聞いたが、私は招待されなかった。TFLに参加したいメンバーを差別しないでほしい」との内容の英文のファックスを送信した。また、同日、日本チバガイギーは、全社員を対象とした特別退職金加算、再就職のためのコンサルティングサービス及び独立開業の際の融資あっせん等を内容とする早期退職・キャリアサポート・プログラム（以下「プログラム」という）

を説明した。

10月8日、Dは直接G事業部長に対し、「私はC S Cのメンバーになりたい。そしてT F Lジャパンのために出向社員として働きたい」との内容の英文のファックスを送信した。

(7) 平成8年10月14日、Dは、K事業部長及びG事業部長らと面談し、①T F Lジャパンの情報がほしい、差別しないでほしいというDの希望をG事業部長からM副社長に伝えること、②T F Lジャパンは姫路市か龍野市に開設されると聞いているので、T F Lへ転籍する場合は転勤に伴う特別措置（家賃援助等）を適用することを要請した。また、G事業部長は、皮革工業課の他の4名は転籍に同意しており、また、C S Cには皮革部門は存在しないため、Dが希望するように同人のみをC S Cに転籍の上T F Lに出向させることは無理である旨述べた。

(8) 平成8年10月14日、M副社長はDに対し、「あなたとあなたの技術にT F Lとして空いたポジションはない」との内容の英文のファックスを送信した。

10月16日、DはM副社長に対し、「なぜ私のポジションがT F Lジャパンにないのか理解できない。私のテリトリーの売上げは全体の4分の1ある。私の技術はT F Lジャパンで必要とされないのか」との内容の英文のファックスを送信した。さらに、同日、DはG事業部長に対し、「もしもT F Lに私を受け入れるポジションがないのなら、私はC S Cに参加しなければならない」との内容の英文のファックスを送信した。

同日、DはK事業部長と面談した。K事業部長がT F Lに転籍する意思があるか確認したところ、Dは、「T F Lへの転籍を希望するが、T F Lが私のポジションがないと言っている以上不可能ではないか。不可能であればC S Cが後の面倒を見るべきである」と述べた。これに対し、K事業部長は、「DがT F Lへ転籍できるようM副社長と話し合う用意がある」と述べた。

なお、この後、K事業部長はDのT F Lへの転籍についてM副社長と連絡をとることはなかった。

(9) 平成8年10月18日付け文書で、組合は日本チバガイギーに、「Dの雇用契約の件」を議題とする団体交渉（以下、団体交渉を「団交」という）を申し入れた。これに対し日本チバガイギーは、10月24日付け文書で、「議題が抽象的で検討することも回答することもできない」と回答した。

(10) 平成8年10月24日、DはG事業部長に対し、「C S Cとの雇用契約の期限が10月28日と聞いている。私も染料事業部やC A事業部のメンバーと同じくC S Cと雇用契約を締結したい。私は皮革部門で14年間、染料部門で18年間働いたので、C S Cのために役立つと確信している」との内容の英文のファックスを送信した。同日、Dは、K事業部長と面談し、「T F Lに転籍するつもりはない。G事業部長にC S Cに職を見つけてほしいとの手紙を出している」と述べた。

- (11) 平成8年10月31日、DはK事業部長及び日本チバガイギー取締役人事部門長N（以下「N部門長」という）と面談した。

K事業部長は、「自分は明日からC S Cの人間になるので、今後のことは日本チバガイギーの人間と話してほしい」と述べた。

また、N部門長は、「Dを皮革工業課に配属するとの昭和57年の和解が足かせとなってDを皮革部門以外の業務に就労させることができない。皮革部門の業務は日本チバガイギーからなくなるので、このような場合通常解雇となることもあり得る」などと述べた。

- (12) 組合は日本チバガイギーに、平成8年10月28日付け文書で、DとC S Cが雇用契約を締結することを要求し、また、11月6日付け文書で、10月31日にN部門長がDに対し指名解雇を通告したとして抗議し、それぞれ団交を申し入れた。これに対し日本チバガイギーは、11月8日付け文書で、「C S CにはDが担当する業務はないとのことなので、雇用契約を締結する必要性はない。よって、本件について団交を開催する必要はない。また、N部門長は法律一般論の話をしたままであり、指名解雇を通告したとは言いがかりである」などと回答した。

- (13) 平成8年11月1日、後記4記載のとおり、日本チバガイギーの7事業部のうち5事業部（染料事業部、皮革部門を除くC A事業部、ポリマー事業部、添加剤事業部及び顔料事業部）がC S Cに営業譲渡され、当該事業部及びこれに対応する間接部門に所属する日本チバガイギーの従業員のうち、転籍に応じた者約210名は同日付けをもってC S Cに転籍し、また、プログラムを申請した者は12月31日までに退職した。なお、転籍した者は、C S Cにおいても従前と同様の業務に従事している。

- (14) 平成8年11月11日付け文書で、組合は日本チバガイギーに、Dの雇用契約の継続・確保及びN部門長の発言についての事実確認を要求し、団交を申し入れた。これに対し日本チバガイギーは、11月13日付け文書で、「昭和57年の和解で協定したDの担当業務は、T F Lへの業務移管によりもはや日本チバガイギーには存在していない。K事業部長が、DがT F Lで勤務できるようM副社長に再度要請する旨Dに伝えたところ、同人はこれを拒否し、自分はC S Cに参加しなければならないと述べている。N部門長の発言は、このような考え違いを続けていると通常解雇の対象になると助言したままである」などと回答した。

11月15日、T F Lジャパンが開設された。

- (15) 平成8年11月18日付け文書で、組合は日本チバガイギーに、合併・分離により日本チバガイギーの実態が根底から変わる事態においては、充分協議した上でDの業務を確保すべきであるなどとして、団交を申し入れようとしたが、日本チバガイギーは、同申入書の受取りを拒否した。

また、12月6日付け文書で、組合は日本チバガイギーに、就業を希望する従業員の雇用継続を保障すること等を要求し、団交を申し入れた。これに対し日本チバガイギーは、12月13日付け文書で、「Dの件につい

- ては既に回答済みである」などと回答した。
- (16) 平成8年12月24日、DはN部門長に対し、電話で、翌年からの所属部署等について尋ねたところ、同部門長は、プログラムの申請期限が12月末に迫っているとして、「なぜプログラムを申請しないのか。とにかく待っている」と述べた。
- (17) 平成8年12月25日付け文書で、組合は日本チバガイギーに、12月24日のN部門長の発言はDに退職を強要するものであると抗議し、また、Dの所属部署等を明らかにすることを要求し、団交を申し入れた。これに対し日本チバガイギーは、12月27日付け文書で、「N部門長はDがプログラムを申請するのか確認したに過ぎない」などと回答した。
- (18) 平成8年12月31日、皮革工業課は廃止された。なお、Dを除く同課員4名のうち3名は平成9年1月1日付けでTFLに転籍し、1名は当初転籍に同意したものの、その後プログラムを申請して平成8年12月31日付で退職した。
- (19) 平成9年1月6日、N部門長はDに対し、「今日から人事部門長付きとする。部屋を用意したのでそこで待機するように」と述べた。それ以降3月末まで、Dは、約2.5メートル四方の部屋において、一人で、宛名書きや源泉徴収票の仕分け等の業務を行った。
- なお、3月、N部門長はDに対し、東京への転勤について打診したが、Dは、「東京では家族が離ればなれになるし、自分のキャリアを生かせる職場がないので、難しい」と拒否した。
- (20) 平成9年1月8日付け及び22日付け文書で、組合は日本チバガイギーに、DをTFL又はCSC等において同人のキャリアが生かせる業務に従事させることを要求し、団交を申し入れた。これに対し日本チバガイギーは、1月14日付け及び2月3日付け文書で、「昭和57年の和解で協定したDの担当業務は、日本チバガイギー及びCSCには存在しない。TFLについても、Dは当初は転籍したいと述べていたが、その後、転籍を明確に拒否している」「皮革工業課員については、TFLへ移籍するかプログラムを申請して退職するかを選択肢しかなく、CSCへ転籍した者はいない」などと回答した。
- (21) 平成9年2月4日付け文書で、組合はCSCに、Dを雇用することを要求し、団交を申し入れた。これに対しCSCは、2月14日付け文書で、「CSCは日本チバガイギーから完全に分離独立した法人であり、DはCSCの従業員ではない。Dを雇用する意思もないし、雇用しなければならぬ法的義務もない。従ってCSCは団交の当事者とはなり得ない」などと回答した。
- (22) 平成9年2月25日付け文書で、組合はCSCに、日本チバガイギーとCSCは実質的に一体のものであり共にDの身分、労働条件について団交の当事者性を有すると指摘した上で、団交を申し入れようとしたが、CSCが同申入書の受取りを拒否したため、組合は、3月6日、これを

送付した。

- (23) 平成9年4月以降、Dは、日本チバガイギー在籍のまま日本チバガイギー健康保険組合（同年8月以降はノバルティス健康保険組合）常務理事付きとして、前記(19)記載と同様の状態で、書類発送等の業務を行っている。

4 会社再編について

スイス・チバガイギーとスイス・サンドの合併による新会社スイス・ノバルティスの設立を受けて、日本チバガイギーにおいて大規模な再編が行われたが、その概要は、以下のとおりである。

- (1) 平成8年11月1日、日本チバガイギーは、染料事業部、CA事業部（皮革工業課を除く）、顔料事業部、添加剤事業部、ポリマー事業部及びこれに対応する間接部門をCSCに譲渡した。
- (2) 平成9年1月1日、日本チバガイギーはアグロテック事業部及びこれに対応する間接部門をチバガイギーサービライン株式会社に譲渡し、同日、同社はチバアグロ株式会社に商号変更し、4月1日、さらに同社はノバルティスアグロ株式会社（以下「ノバルティスアグロ」という）に商号変更した。
- (3) 平成9年4月1日、日本チバガイギーは生産部門を除く医薬事業部をサンド薬品株式会社に譲渡し、同日、同社はノバルティスファーマ株式会社（以下「ノバルティスファーマ」という）に商号変更した。
- (4) 平成9年4月1日、日本チバガイギー全体の人事、広報等を担っていた間接部門はサンドジャパン株式会社に譲渡され、同日、同社はノバルティスジャパン株式会社（以下「ノバルティスジャペン」という）に商号変更した。
- (5) 平成9年1月1日、日本チバガイギーの施設管理部門等は株式会社サービライン（以下「サービライン」という）に引き継がれた。

なお、日本チバガイギーの各部部門がどのように再編されたかを整理すると、以下のようになる。

染料事業部		→ CSC
CA事業部	皮革工業課	→ TFL
同	その他	→ CSC
顔料事業部		→ CSC
添加剤事業部		→ CSC
ポリマー事業部		→ CSC
アグロテック事業部（農薬等）		→ ノバルティスアグロ
医薬事業部	生産部門	→ 日本チバガイギーに残る
同	間接部門（法務、医誌編纂等）	→ 日本チバガイギーに残る
同	同（その他）	→ ノバルティスファーマ
間接部門（人事、広報等）		→ ノバルティスジャペン

5 請求する救済の内容

組合が請求する救済の内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 日本チバガイギーによるDの処遇問題に関する団交応諾
- (2) C S CによるDの速やかな雇用
- (3) C S Cによる上記(2)に関する団交応諾
- (4) 日本チバガイギー及びC S CによるDの転籍拒否などに関する謝罪文の掲示

第2 判断

1 当事者の主張要旨

- (1) 組合らは、次のとおり主張する。

ア 日本チバガイギーの不当労働行為について

(イ) 日本チバガイギーは、組合結成直後に脱退工作を行い、その後も、組合員を昇格等において差別し、また、B、H及びDを不当に配置転換するなど、長年にわたり組合を嫌悪し、様々な攻撃を行ってきた。さらに、今回の再編においても、B及びJは日本チバガイギーの医誌編纂グループに、Hはサービラインに、Dは健康保険組合にと、いずれも周辺業務に追いやられており、再編に乗じて組合員を排除しようとする意図は明らかである。

したがって、本件Dに対する処遇も、日本チバガイギーの一連の組合攻撃の一環であり、不当労働行為意思に基づくものである。

(イ) スイス・チバガイギーとスイス・サンドの合併を受けた日本チバガイギーの再編において、従業員のうち、プログラムを申請して退職した者を除き、C S CやT F Lへの転籍に同意した者は、引き続き新会社において従来と同様の業務に従事している。しかしながら、Dだけは不当にも全く異なる取扱いを受けた。この点について日本チバガイギーは、DがT F Lへの転籍を拒否し、かつプログラムを申請して退職しなかったのであるから、いわば自業自得であると主張する。しかしながら、以下のとおり、こればDを排除しようとする策動によるものである。

Dは、T F Lへの転籍について回答を保留していただけであり、転籍を拒否したのではない。これは、転籍後の労働条件が不明確であり、また、従業員5、6名のT F Lジャパンへ転籍することに不安を感じたからであって、十分に合理性があり、他の4名が転籍に同意したからといってDを異端視するのは誤りである。その後、一転してT F LはDを雇用しない旨通知し、日本チバガイギーもこれを放置していたのであるから、日本チバガイギー及びT F Lは、Dが回答を保留していたことを奇貨として、共同してDをT F Lから排除したものであって、DのT F Lへの転籍の機会は実質的には与えられていなかった。

TFLへの転籍が不可能であれば、日本チバガイギーにおけるこれまでのDの経験からしてもDをCSCに転籍させることが最も合理的である。そこで、Dは日本チバガイギーに対し、CSCにポジションを見つけてほしいと要請したが、N部門長は、不当にも過去の和解によりDは皮革部門以外の業務には就労できず、皮革部門が存在しなくなった以上解雇である旨述べた。また、日本チバガイギーは、5事業部のCSCへの譲渡に関しては皮革工業課は対象外であったと主張するが、皮革工業課は事業部内の単なる一区分にすぎず、これを除く譲渡が日本チバガイギーとCSCの合意内容として有効であったとしても、これに所属する労働者をその意思に反して排除することはできない。

以上のとおり、日本チバガイギーは、DをTFLからもCSCからも排除し、他の従業員から隔離した状態でこれまでの経験をかせない単純作業に従事させているのであり、このことは、日本チバガイギーが、Dが組合員であることを嫌悪して再編を契機に不利益に取り扱い、もって組合の弱体化を企図したもので、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

(ウ) 組合は日本チバガイギーに対し、平成8年10月から翌9年1月にかけて、Dの処遇等について計9回の団交申入れを行ったが、日本チバガイギーは一方的に書面による回答を行うのみで団交を拒否し、平成8年11月18日付け団交申入れについては受取りさえ拒否している。これは、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

イ CSCの使用者性及び同社の不当労働行為について

(ア) CSCは、Dと一切雇用関係がなく使用者には当たらないと主張する。しかしながら、日本チバガイギーの5事業部の従業員は全員転籍の対象となり、転籍に応じた者はCSCにおいても同様の業務を行っていることなどから、5事業部はその物的・人的要素の同一性を維持したままCSCに譲渡されたものであって、CSCは5事業部に所属していた従業員の労働関係を当然に承継するのであり、CSCの使用者性、団交における当事者性は明らかである。

(イ) それにもかかわらず、平成9年2月に組合がCSCに対しDの雇用に関して団交申入れを行ったところ、CSCは、団交の当事者ではないとしてこれを拒否し、また、申入書の受取りを拒否している。これは、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

(ウ) また、使用者に当たるCSCが、他の従業員については当然転籍に応じたにもかかわらず、不当労働行為意思に基づいてDの雇用を拒否したことは、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

なお、Dの本来の業務は日本チバガイギーには存在せず、CSC

の使用者性は明らかであるから、Dに対する現状回復措置としてはC S Cでの雇用しかあり得ない。

(2) 日本チバガイギーは、次のとおり主張する。

ア 組合らは、日本チバガイギーが不当労働行為を反復継続して現在に至っており、本件もその延長上にあるかのように主張しているが、配置転換問題については10年以上前に解決済みであり、また、賃金差別問題についても平成3年に東京地方裁判所において和解が成立しており、それ以降本件申立てに至るまで組合から不当労働行為救済申立てはなされなかったのであるから、かかる組合の主張は従前の労使関係を歪曲したものである。

イ DはT F Lへの転籍について、回答を保留し、保留の理由として、転籍後の労働条件がよくわからないなどと述べていたが、K事業部長は転籍によって給料が下がることはない旨説明しているし、T F Lが皮革業界で世界第二位の売上げを誇る世界的大企業であることはDも熟知していたはずである。その後、M副社長がDの転籍を断ってきたことを受けて、平成8年10月16日、DとK事業部長が面談したが、DがT F Lへの転籍を希望する旨述べたので、K事業部長はDがT F Lへ転籍できるようM副社長に要請してもよい旨述べた。しかしながら、10月24日、Dは前言を翻しT F Lへの転籍を拒否した。このため、M副社長への要請は行われなかった。

皮革工業課が12月末をもって廃止されたため、日本チバガイギーはDを平成9年1月以降、人事部門長付きとして人事部門の補助業務を行わせた。このとき、今回の再編に伴い多くの従業員が転勤しているとして、N部門長が東京への転勤あるいは篠山工場への転勤についてDに打診したが、同人はこれを断っている。その後、日本チバガイギーの人事部門が4月をもってノバルティスジャパンに移ったため、日本チバガイギーはDをそれ以降、健康保険組合の応援業務に従事させ、現在に至っている。

日本チバガイギーは、組合員であるか否かを問わず皮革工業課員全員に対しT F Lへの転籍を打診したが、Dはこれを拒否し、また、プログラムも申請しなかったため、引き続き日本チバガイギーに在籍することとなったのである。Dは、二つの選択肢を与えられながら自らの意思でいずれも選択せず、さらに、転勤の打診も拒否したのであるから、現在の処遇は自ら招いた結果であり、これを不当労働行為と主張することは失当である。

また、日本チバガイギーは、皮革工業課の業務をC S Cではなく皮革部門に特化したT F Lに移管したのであり、そもそも皮革工業課員にはC S Cに転籍するという選択肢はなかったのである。

ウ 組合は日本チバガイギーに対し、数度にわたり団交を要求しているが、①要求事項が抽象的または趣旨が不明なもの（平成8年10月18日

付け及び11月11日付け申入れ等)、②事実を歪曲したもの(12月25日付け申入れ等)、③日本チバガイギーの権限の及ばないもの(10月28日付け申入れ等)ばかりであった。

例えば、①については、団交議題が「Dの雇用契約の件」とされただけでは抽象的であり検討もできず、また、組合は「Dの雇用契約の継続・確保」を要求しているが、日本チバガイギーはDを解雇しておらず趣旨が不明であった。②については、組合は、N部門長の言動に関し、退職を強要したなどと事実を歪曲している。③については、組合は日本チバガイギーとは別個独立した法人であるC S CとDとの雇用契約について要求しているが、日本チバガイギーはこれについて何ら権限を有していない。

以上のとおり、日本チバガイギーが団交に応じていないのは正当な理由に基づくものであり、不当労働行為ではない。

(3) C S Cは、次のとおり主張する。

日本チバガイギーとC S Cとが別法人であることは当事者間に争いはなく、両者間には使用者としての同一性はない。また、C S Cの営業譲受については皮革工業課はその対象となっておらず、同課員であるDがC S Cへの転籍対象者として扱われたことはない。すなわち、C S CはDと一切雇用関係がないのであって使用者に当たらず、組合の団交申入れに応じる義務はなく、そもそも本件申立てについて被申立人資格がない。

2 不当労働行為の成否

(1) C S Cの使用者性について

組合らは、C S CはDを含め日本チバガイギーの5事業部に所属していた従業員の労働関係を継承したのであり、その使用者性は明らかである旨主張する。

この点について検討するに、前記第1. 3(18)および4認定のとおり、本件日本チバガイギー5事業部のC S Cへの営業譲渡においては、Dが所属していた皮革工業課はその対象外となっており、同課員でC S Cへ転籍した者は存在しないことが認められる。皮革工業課の業務がC S CではなくT F Lに引き継がれたことについては、日本チバガイギーの親会社であったスイス・チバガイギーを含む国際的な企業再編の結果であると認められ、たとえ皮革工業課員であったDの従業員としての地位がT F Lに継承されなかったという事実があるからといって、その地位が当然にC S Cに継承されるべきであるとはいえないし、C S CにDを雇用する義務があるということとはできない。

また、日本チバガイギーとC S Cが、国際的合併に伴う企業再編により同一グループ内の企業となり、密接な関係を有することとなったのは事実であるが、C S Cが日本チバガイギーの従業員の労働条件等について実質的に決定しているなど両者が支配従属関係にある、あるいは両者

が企業として一体の関係にあるとまで認めるに足る証拠はない。

以上のとおり、C S CはDに対し使用者の立場にあるとは認められず、被申立人適格を有さないので、C S Cに対する申立ては労働委員会規則第34条により却下する。

(2) 日本チバガイギーのDに対する処遇について

組合らは、日本チバガイギーがDをT F LからもC S Cからも排除し、結果として現在、他の従業員から隔離し単純作業に従事させていることは、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である旨主張する。

まず、DのT F Lへの転籍についてみると、前記第1. 3(4)、(6)、(7)、(8)及び(10)認定の事実からすれば、Dは、T F Lへの転籍を拒否した訳ではなかったが、これを逡巡していたところ、T F LよりDの転籍を受け入れない旨の通知があり、また、T F Lへの転籍について日本チバガイギーの助力もなかったため、これを断念するに至ったものと認めるのが相当である。この間、日本チバガイギーはT F LがDの受入れを拒否した理由についてT F Lに問い合わせることをせず、また、K事業部長はDが転籍希望の意思を示した平成8年10月16日にM副社長にDの転籍を要請する旨述べながら、同人が転籍を拒否した10月24日までの約1週間何ら対応をしなかったのであり、DのT F Lへの転籍問題に関する日本チバガイギーの対応は必ずしも十分なものであったということとはできない。また、後記(3)判断のとおり、その後の日本チバガイギーの対応も誠実なものであったとは認められず、団交拒否があったというべきである。

しかしながら、Dが所属していた皮革工業課の業務はC S Cには譲渡されておらず、C S CがDを雇用しなかったことが不当労働行為に該当しないことは前記(1)判断のとおりであり、Dが皮革工業課の業務とともにT F Lへ転籍できなかったからといって、Dが担当していた業務を引き継がないC S CにDを雇用させるべき法的責任が日本チバガイギーに生じたとまでいうことはできない。

また、Dが日本チバガイギー在籍のまま健康保険組合の業務を行っていることについては、スイス・チバガイギーとスイス・サンドの合併を受けた日本チバガイギーの大規模再編による皮革工業課の廃止及びDのT F Lへの転籍が実現しなかったことが原因であって、現在の処遇に至る過程において会社の対応に問題があったとはいうものの、組合らが主張するようにDの現在の処遇がDを不利益に取り扱い、もって組合の弱体化を企図した不当労働行為であると認めることはできず、この点についての組合らの申立ては棄却する。

(3) 日本チバガイギーの団交拒否について

Dの処遇問題については、前記第1. 3(9)、(12)、(14)、(15)、(17)及び(20)認定のとおり、組合が9回にわたり団交の開催を申し入れたところ、日本チバガイギーはそのうち1回については申入書の受取りを拒否し、8回

については文書で回答するのみで団交に応じなかったことが認められる。

団交拒否の理由について、日本チバガイギーは、まず、平成8年10月18日付け、11月11日付け及び12月6日付け団交申入れの交渉議題及び要求が抽象的で趣旨不明であると主張している。しかしながら、日本チバガイギーの再編において皮革工業課が廃止され、また、TFLがDの転籍を拒否したことにより、Dのその後の所属部署や担当業務が不明確な状態となっており、「Dの雇用契約の件」、「Dの雇用契約の継続・確保」等と記載された団交申入れの趣旨が、その後のDの処遇をどうするのかについての協議を求めるものであることは、日本チバガイギーにとって容易に推測できるはずである。したがって、申入れの言葉尻をとらえて抽象的、趣旨不明などと主張し団交を拒否することは許されない。

日本チバガイギーは、次に、平成8年11月6日付け及び12月25日付け団交申入れが事実を歪曲したものであると主張している。前記第1. 3(11)及び(16)認定のとおり、N部門長が、10月31日にDと面談した際、「担当する業務がなくなれば通常解雇となることもあり得る」などと発言したこと、12月24日にDと電話で話した際、「なぜプログラムを申請しないのか」などと発言したことが認められ、組合はこれらの発言を問題視し、団交を申し入れたものである。確かに、10月31日のN部門長の発言はDに対し正式に解雇を通告したものとまでは認められないし、12月24日の発言もDに対し明白に退職を強要したものとまでは認められないが、翌年からの処遇が不明確であるという状況におかれていたDが、この種の発言に敏感に反応し、日本チバガイギーの真意を確認したいと考えたことは当然であり、組合が少々事実を誇張して申入れを行ったとしても、これをもって、団交を拒否することは認められない。

さらに、日本チバガイギーは、平成8年10月28日付け、翌9年1月8日付け及び22日付け団交申入れはCSCとの雇用契約締結（CSCへの転籍）等を要求するものであり、日本チバガイギーには何ら権限はないと主張している。前記第1. 3(12)、(14)及び(20)認定の事実からすれば、組合からの団交申入れに対し日本チバガイギーは、①昭和57年の和解によりDの担当業務は皮革部門と特定されており、同業務はCSCには存在しないので、CSCが同人と雇用契約を締結する必要性はない、②Dら皮革工業課員はCSCへの転籍の対象外である、などと回答して団交を拒否している。しかしながら、昭和57年の和解については、皮革工業課が廃止されるという事態までは想定していなかったものと考えられ、同課廃止後も、Dの担当業務は皮革部門に限られるなどという日本チバガイギーの主張は認められない。また、皮革工業課の業務はCSCではなくTFLへ引き継がれたのであるから、同課員がCSCへの転籍の対象外であることはやむを得ないとしても、上記(2)記載のとおりDについてはTFLへの転籍を断念せざるを得なかったという特別な事情があったのであるから、日本チバガイギーはTFLへの転籍の代替措置について

誠実に協議に応じるべきであったと考えられる。さらに、上記(1)判断のとおり、C S CにDを雇用する義務はないものの、組合からの団交申入れの趣旨はDの今後の処遇について協議することであり、組合は可能性の一つとしてC S Cへの転籍を提示しているものと解するのが相当であるから、団交を拒否した日本チバガイギーの対応に正当な理由があるとは認められない。

以上のとおり、組合が申し入れた団交に応じなかった日本チバガイギーの行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

3 救済方法

(1) 組合が申し入れた団交事項については、いずれもDの処遇に関するものと解されることから、本件においては、過去の個別の団交申入れについての団交応諾を命じるより、主文1のとおりDの今後の処遇についての団交を命じるのが相当である。

(2) 組合らは、謝罪文の掲示を求めるが、主文2の救済をもって足りると考える。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条並びに労働委員会規則第34条及び第43条により、主文のとおり命令する。

平成12年7月3日

大阪府地方労働委員会

会長 田中 治 ㊟